

## 公布された条例のあらまし

### ○佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 職員のうち、任命権者等の要請に応じ、引き続いて業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人として規則で定めるものに使用される者（以下「特例退職手当通算法人職員」という。）となるため退職し、引き続き特例退職手当通算法人職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算方法について定めることとした。（第8条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

### ○地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第3号）

- 1 地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、佐賀県監査委員条例ほか3条例について、引用条項を改めることとした。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

### ○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 消防法の規定に基づく危険物取扱者試験の実施ほか2事務に係る手数料の額を改定することとした。（条例第1条の規定による改正後の別表第1関係）
- 2 高圧ガス保安法の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査に係る手数料について所要の改正を行うこととした。（条例第1条の規定による改正後の別表第1関係）
- 3 大麻取締法に関する事務に係る改正
  - (1) 大麻取締法の改正に伴い、引用している同法の題名並びに引用語句及び引用条項の改正を行うこととした。（条例第1条の規定による改正後の別表第1関係）
  - (2) 大麻取締法の改正に伴い、引用語句の改正を行うこととした。（条例第2条の規定による改正後の別表第1関係）
- 4 家畜伝染病予防法の規定により使用に許可を要する動物用生物学的製剤の保管及び管理に係る手数料の納付義務者及び納付時期を改めることとした。（条例第1条の規定による改正後の別表第1関係）
- 5 銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額を改定することとした。（条例第1条の規定による改正後の別表第1関係）
- 6 警備業法等の改正に伴い、次に掲げる(1)から(3)までの事務に係る手数料を徴収しないこととし、(4)の事務に係る引用語句を改めることとした。（条例第1条の規定による改正後の別表第1関係）
  - (1) 警備業法に基づく認定証の再交付及び書換えに係る事務
  - (2) 探偵業の業務の適正化に関する法律の規定による届出があったことを証する書面の交付及び再交付に係る事務
  - (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく認定証の再交付及び書換えに係る事務
  - (4) 警備業法の規定に基づく認定証の有効期間の更新に係る事務
- 7 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、1については同年5月1日から、3(1)については大麻取締法及び麻

薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「法」という。）の施行の日から、3(2)については法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

8 所要の経過措置を定めることとした。

○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 住民基本台帳法の改正に伴い、引用条項等を改めることとした。（第1条及び第2条関係）

2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。ただし、1の一部については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行することとした。

○佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用語句等の改正を行うこととした。（第2条及び第4条関係）

2 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 教育職員が夜間中学に係る業務に従事したときは、夜間中学業務手当を支給することとした。（第9条の2第1項関係）

2 1の手当の額は、業務に従事した日1日につき、管理職手当の支給を受ける職員に対しては700円、それ以外の職員に対しては880円とすることとした。（第9条の2第2項関係）

3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

○佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 県立学校職員の定数を3,145人に増員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を6,045人に増員することとした。（第3条関係）

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

○佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 医師修学資金等の種類について、新たに大学生生活資金、特定診療科専門研修資金及び医師留学資金を加えることを踏まえ、次の事項について必要な規定を整備することとした。

(1) 貸与の対象者（第4条関係）

(2) 貸与額等（第5条及び別表第1関係）

(3) 貸与の停止（第6条関係）

(4) 貸与の廃止（第7条関係）

- (5) 返還猶予（第 9 条関係）
- (6) 返還免除（第 10 条及び別表第 2 関係）
- 2 医師修学資金等の返還免除に係る業務に臨床研修を加え、必要勤務期間の短縮を行うこととした。（第 10 条第 2 項関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県医療法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）
- 1 病院が有しなければならない従業者の基準を改めることとした。（第 5 条関係）
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例（条例第 11 号）
- 1 佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第 12 号）
- 1 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正関係
  - (1) 大麻取締法の改正に伴い、引用している法律名の改正を行うこととした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 18 条関係）
  - (2) 大麻取締法の改正に伴い、引用条項の改正を行うこととした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 18 条関係）
- 2 佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正関係
  - 大麻取締法の改正に伴い、引用している法律名及び引用条項の改正を行うこととした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 2 条関係）
- 3 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）の施行の日から施行することとした。ただし、1 (2) は同法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
- 佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）
- 1 佐賀県介護保険財政安定化基金の拠出率を改めることとした。（第 2 条関係）
- 2 令和 6 年度から令和 8 年度までの間に限り、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第 12 条第 1 項第 1 号に規定する条例で定める割合を 0 とすることとした。（附則第 8 項関係）
- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）
- 1 条例で定めていた介護療養型医療施設に係る規定を削ることとした。（第 12 条関係）
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例及び佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例及び佐賀県職員特殊勤務手当支給条例について、引用条項又は引用語句を改めることとした。

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

○佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 児童福祉法が改正され、医療型児童発達支援及び児童発達支援の類型が一元化されることに伴い、引用語句を改正することとした。（第4条、第5条及び第14条関係）

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

○佐賀県立九千部学園条例を廃止する条例（条例第17号）

1 佐賀県立九千部学園条例は、廃止することとした。

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県女性相談支援センター設置条例（条例第18号）

1 困難な問題を抱える女性への支援を実施することにより、女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条1項の規定に基づき、佐賀県女性相談支援センター（以下「センター」という。）を設置することとした。（第1条関係）

2 センターは、佐賀市に置くこととした。（第2条関係）

3 センターに、困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うため、一時保護所を置くこととした。（第3条関係）

4 センターに、所長その他所要の職員を置くこととした。（第4条関係）

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

7 佐賀県婦人相談所設置条例は、廃止することとした。（附則第2項関係）

8 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例ほか2条例について所要の改正を行うこととした。（附則第3項関係）

○佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 技能検定試験手数料の減免の対象者の範囲を見直すとともに、当該手数料の減免に係る表記を改めることとした。（第9条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

○佐賀県蜜蜂転飼条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例に定めている許可の手續等の様式を削り、規則で定めることとした。（第3条～第5条及び第8条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 21 号）

1 漁港漁場整備法の改正に伴い、占用料等の徴収対象者を追加することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 14 条関係）

2 漁港漁場整備法の改正に伴い、引用している同法の題名等を改める必要があるため、佐賀県漁港管理条例ほか 2 条例について、所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）

1 道路法及び道路法施行令が改正され、道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設に自動運行補助施設及び防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等が追加されたことに伴い、これらの施設に係る占用料を徴収するとともに、その額等を定めることとした。（別表関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）

1 佐賀県立森林公園に屋内運動施設を新設することに伴い、当該施設を利用許可の対象とすることとした。（別表第 1 関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、4 については、公布の日から施行することとした。

4 利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。

○建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）

1 建築基準法の改正に伴い、条例中の一部の「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めることとした。（第 2 条の 3、第 7 条及び第 8 条関係）

2 建築基準法施行令の改正に伴い、既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外の認定等に係る手数料の額を定めることとした。（別表関係）

3 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定（指定の変更又は廃止を含む。）に係る手数料の額を定めることとした。（別表関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、3 については、令和 6 年 7 月 1 日から施行することとした。